

○羽島市教育委員会後援等名義使用承認取扱要綱

平成26年5月29日

教委告示第15号

改正 令和3年11月26日教委告示第40号

改正 令和5年10月26日教委告示第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体又は個人が主催する事業に対して、羽島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援又は共催（以下「後援等」という。）を行い、後援等の名義を使用する場合の基準及び手続等について必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 教育委員会が行う後援等は、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 後援とは、教育委員会がその事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承認することをいう。
- (2) 共催とは、教育委員会がその事業の趣旨に賛同し、教育的見地から奨励の意を表して名義の使用を承認するとともに、主催者と共同して事業を執行することをいう。

(後援等の基準)

第3条 教育委員会が後援等を承認する事業の主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国（独立行政法人等を含む。）又は地方公共団体
- (2) 学校教育団体
- (3) 社会教育団体
- (4) その他教育長が適当と認める個人又は団体

2 後援等を承認する事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 次のいずれかの事業のうち公益性を有するもの
 - ア 児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の教育、福祉若しくは保健衛生に関する事業
 - イ 家庭教育又は幼児教育の支援に関する事業
 - ウ 文化芸術又はスポーツに関する事業のうち児童生徒が参加若しくは体験するもの

(2) 事業の目的、内容及び主催者が明確なもの

(3) 前2号に定めるもののほか、教育長が適当と認めたもの

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等の承認を受けることができない。

(1) 特定の党派、宗教及び宗派を支持支援する事業と認められるもの

(2) 公共性を有しないもの

(3) 特定の主義主張の浸透を図ることを目的とするもの

(4) 暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの

(5) 特定の団体の宣伝又は売名を目的とするもの

(6) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(7) 主に営利又は商業宣伝を目的とするもの

(8) 市教育行政の運営に支障を来たすもの

(9) その他後援等を行うことが不適當と認められるもの

(後援等の名義使用)

第4条 後援等の承認を受けた事業の主催者は、当該事業に関する発行物に教育委員会が後援等をしている旨を表示し、又は公表することができる。

(申請手続)

第5条 教育委員会の後援等を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業開催日の1箇月前までに後援等に関する申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に定める書類を添付して教育長に提出しなければならない。この場合において、当該事業が料金を徴収する事業であるときは、収支予算書を添付しなければならない。

(1) 事業の目的及び内容がわかるもの

(2) 主催者等の活動を明らかにするもの

(3) その他教育長が必要と認めるもの

(後援等の承認)

第6条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、可否を決定し、承認するときは、後援等承認通知書（別記第2号様式）により、承認しないときは後援等不承認通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による承認をする場合において、必要な条件を付すことが

できる。

(変更の届出)

第7条 前条の規定による承認を受けたものは、当該決定に係る申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに後援等承認事項変更届出書（別記第4号様式）に当該変更事項を記載して、教育長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第8条 教育長は、第6条の規定により後援等を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該取消しによって生じる損失は、一切補償しない。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽があったとき。
- (2) 第3条の規定に違反する事項があったとき。
- (3) 第6条第2項の規定による条件に違反したとき。

2 前項の規定により後援等の承認を取り消したときは、後援等承認取消通知書（別記第5号様式）により申請者に通知するものとする。

3 後援等の承認を取り消されたものは、通知を受けた後援等承認通知書を返還しなければならない。

(事業の実施報告)

第9条 申請者は、事業終了後1箇月以内に事業実施報告書（別記第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

2 事業が料金を徴収する事業であったときは、前項の事業実施報告書に収支報告書を添付しなければならない。

(後援等の承認の状況の報告)

第10条 教育長は、後援等の承認の状況を取りまとめ、教育委員会に報告するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（令和3年11月26日教委告示第40号）

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附 則（令和5年10月26日教委告示第19号）

この告示は、令和6年1月1日から施行する。